

「保育士処遇改善事業」の開始について

平成29年10月1日から千葉県が実施する保育士処遇改善事業の実施に合わせて、本市においても、月額20,000円を保育士給与へ上乗せを行う「習志野市保育士処遇改善事業」を開始しました。

本事業の目的は、不足する保育人材の確保、保育人材の定着および待機児童の解消を図るものです。

- 対象：習志野市内の私立保育園、私立幼保連携型認定こども園および小規模保育事業所に勤務する常勤の保育士および保育教諭。

※原則、1日6時間以上かつ1月20日以上勤務することを要件とする。

但し、これらの要件を満たさない場合でも、月120時間以上勤務する場合は対象とします。

※正規雇用、非正規雇用は問いませんが、派遣職員は対象となりません。

- 補助額：保育士1人当たり 月額 20,000円

- 見込数

	見込人数	所要額
私立保育園	184人	22,080千円
私立こども園	41人	4,920千円
小規模保育事業所	35人	4,200千円
合 計	260人	31,200千円

- 事業実施による効果見込み

習志野市内の私立の保育園及びこども園の給与の平均額（平成29年4月現在）で比較すると、下記のとおり見込んでおります。

	私立（改善前）	私立（改善後）
1年目	171,211円	191,211円
10年目	201,856円	221,856円